慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	欧洲大戦の責任（二、完）
Sub Title	
Author	林, 毅陸
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.2 (1917. 2) ,p.173(1)- 204(32)
JaLC DOI	10.14991/001.19170201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

（廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む）

太田胃散は飲み過ぎ食ひ過ぎには妙です

登録商標

太田胃散

にせ物あり商標御確認御買求を乞ふ

主治効能

溜飲　胃痛　食傷
宿酔　船酔　飽食
胸痞　嘔吐　悪心
胃痙攣　食欲減損
等に用ひて卓效あり

太田胃散

このくすりは持薬として毎食後に服用すれば消化機能を盛ならしめ食物胃中に停滞せず萬病の誘因たる胃痛腸加答兒症に罹る事なきことを保證す

薬價	
金拾錢	金五拾錢
金貳拾錢	金壹圓
金參拾錢	

東京市日本橋區吳服町十一番地
胃散元祖　太田信義

當會社ニハ株主ナルモノナシ會社ハ保險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ保險契約者ニ配當ス

東京市京橋區桶町十八番地
生命保險　千代田相互會社
電話京橋一三二番三三番一二五六番

社長　門野幾之進
專務取締役　北川禮弼
取締役　松原重榮
取締役　伊藤欽亮
取締役　濱田長策
監査役　岩本述太郎
監査役　麻生義一郎

三田學會雜誌　第十一卷第二號

論說

歐洲大戰の責任（三完）

林毅陸

六

次に大戰の破裂を防ぐが爲の各種の提議に對する獨逸の態度は如何。獨逸は果して平和的解決の爲に努力したりや。他國の提議は獨逸の不贊成若くは反對の爲に失敗に終りたるに非ざるや如何。

此點に關しては、吾人は第一に獨逸が傍觀主義を唱へつゝ熱心に墺を援け、非干

渉論の標榜の下に强烈なる干渉を爲せるの矛盾を指摘せざる可らず。七月二十三日の墺國最後通牒に關し、獨逸が同日附の回章に依つて無條件の辯護を爲し、他國の之に干渉す可らざるを聲明したるは前に述べたるが如し。獨逸は此事件は『專ら墺塞二國間に於て決定せらるべきもの』なりとて、『衝突の局限』を主張し、『他國の容喙は種々の同盟關係の故を以て不測の結果を生ぜしむべし』との威嚇的宣言をすら附加したるなり。墺塞紛議にして果して他國の容喙す可らざるものなりとせば、獨逸は何故に率先之に容喙したりや。强烈なる威嚇的言辭を以つて非干渉を主張するは、是れ即ち大なる干渉に非ずや。獨逸獨り發言の權利を有し、他國は皆然らずと云ふは、餘りの得手勝手なりと謂はざる可らず。

要するに獨逸は墺塞紛議に關して他國より種々の提議の出づべきを豫想し、逸早く非干渉を唱へて、此等提議の出で來るを遮ぎらんとしたるなり。此一事既に獨逸の心事を露示して餘蘊あるなし。此等提議の現れ來るに及んで、獨逸が好意を以て之を迎へず、寧ろ殆ど常に反對の態度を執りしも敢て偶然に非ざるなり。

墺國最後通牒發表後、第一に現れたるは露國の回答期限延長說なり。墺が塞爾比に與へし回答期限四十八時間内に於ては、到底協議を爲すの遑なきに依り、多少之を延長すべしとの意見を、露國は七月二十四日に提出したり。在伯林の露國代理大使ブロネフスキーは二十五日獨逸外相ヤゴーを訪ふて之に語りたるに、宛も英國よりも同一の意見來り居たり。而してヤゴーが之を取次ぎて維也納に打電したるは事實なり。然れども彼は延長說に對して贊成の意向を示さゞりき。曰く、『塞爾比の自信を强むるの恐あるより考ふる時は、墺としては此の最後の瞬間に於て讓步するの得策なるべきやを疑ふ』と。斯る意向の下に漫然延期說を取次ぐも何の效かあらん。吾人は固より延期說の徒勞に終れるの已むを得ざるものなるを認む。吾人の玆に指摘せんと欲するは、英佛伊が之に贊成して其の成立を望みたるにも拘らず、獨逸は極めて冷淡なりしこと是れなり。

第二に露國は墺塞外交破裂の翌日即ち、二十六日の午後、露墺直接會談說を提出したり。此日露國外相サゾノフは墺匈國大使スツァバリーと長時間懇談したる後、此案を維也納に電致したり。曰く、

『墺匈國大使をして予と非公式（フライヴェート）の意見交換を爲し、七月二十三日の墺國通牒中の

或點を解決するの道を講せしむるは、甚だ有益なるべし。

斯くして塞爾比にも異議なく且、墺の要求にも滿足を與ふるの一案或は發見せらるゝを得ん。此趣意を以て靜に且友誼的に外相に交渉せよ云々』（千九百十四年七月二十六日附在墺大使宛）

此の直接會談說に就て甚だ奇なる一事實は其の獨逸大使プルタレスの勸告に出でたること是れなり。二十八日墺が此說を拒絕したる後、露國外相は明白に此事實を英大使ブカナンに語れり。ブカナンの報告に曰く

『墺國政府は今や確定的に露墺間の直接會談を拒絕したり。外務大臣語りて曰く、彼は獨逸大使の助言に依りて斯る意見交換を提議したるなりと』。（千九百十四年七月二十九日附外相グレー宛電報）

既に獨逸大使の助言に出でたるものなりとせば、獨逸は當然此の直接會談說の爲に盡力すべき筈なり。然るに事實は決して然らず。七月二十七日在伯林の露國代理大使ブロネフスキーが獨逸外相を訪ふて此提議に就て盡力を求めたる時、外相は其趣意に贊成の旨を答へながら其成否に關しては冷々淡々たりき。ブロネフスキーのサゾノフに報告せる所左の如し。

『スッァバリー（墺大使）をして貴官と會談を爲さしめ、以て墺國要求條項に關する雙方の一致を求めんとの貴官の提議を維也納に於て援助せんことを外務大臣に求めたり。ヤゴーは此提議に贊成なりと答へ且スッァバリー一度此意見交換を始めんには之を繼續して進行せしむるを得んとのプルタレスの意見に同感なりと言へり。其のため彼は在伯林（？維也納若くは聖彼得堡）の獨逸大使に打電したり。予は彼に向ひ平和的態度を執らんことを强硬に維也納政府に說かんことを求めたるに、彼は墺に讓歩を勸告する能はずと答へたり』。

要するにサゾノフの直接會談說は獨逸大使の助言に出で且現に獨逸外相の贊成を言明せる所なるにも拘らず、外相は單に露國の希望を維也納に取次げるのみにして、其成立の爲に眞面目に努力したるの形跡存せず。否、墺は寧ろ獨逸の後援の爲に非融和的態度を執れること益々明白となり來れるなり。七月二十八日サゾノフが駐英露國大使に打電せる所に曰く

『プルタレス伯と予と非公式に會談したる所に據れば、時局の管鍵は伯林の手に

存すること、並に獨逸が墺の非融和的態度を支持しつゝあること、殆ど疑を容れざるが如し。危機の一切の增進を阻止し得べき伯林政府は、見受くる所、其同盟國に對して何等の壓迫をも加へず。當地の獨逸大使館は塞爾比の回答を不滿足のものと思惟す。

予は獨逸の此態度を見て驚愕に堪へず。予想ふに英國は他の何れの國よりも、伯林に於て相互的妥協の爲に處置を執るに適するならん』。

即ち露國外相は獨逸が平和的解決の爲に努力せざるのみか、其態度の爲に危機激成を進めつゝあるの事實を發見して大に愕き、英國に向つて獨逸に交渉する所あらんことを望むに至れるなり。實に此二十八日の前後よりして、『時局の管鍵が伯林に在ること』は愈明白となれるなり。墺匈國外相ベルヒトールトは獨逸の後援に恃む所ありたるならん、二十八日露國大使スケベコに向ひ直接會談の提議を拒絕し、サゾノフをして他の方法を講せざるを得ざるに至らしめたり。

此直接會談問題に對する獨逸の態度に就ては、深く疑惑を挿むべきものあり。獨使プルタレスは其私見として之を露國外相に助言したるならんも、實際に於ては伯林政府の內訓に出でたるに非ざるや如何。普通の了解としては、本國よりの內訓に出でたるものと認めざるを得ざるが如し。在外大使たるものが、本國政府の意向如何に頓着せず、專斷を以て在任國の外相に重要なる助言を爲すが如きは通常有り得べからざる事なればなり。當時英國外相グレーは既に七月二十四日を以て獨逸大使リヒノウスキーに四國調停の意見を語れるの事實あり。此事實は同日中直に伯林に報告せられたるに相違なし。而して此四國調停案は獨逸の最も好まざる所なり。故に苦肉の策を喜ぶの癖ある伯林政治家は、四國調停案の正式に提出せらるゝに先ち、之を牽制し且妨害するの策として、密旨を駐露大使に與へ同大使より露國外相に露墺直接會談案の耳打を爲し、斯くて二十六日のサゾノフの對墺提議となりたるに非ざるべきや如何。予は獨逸外交の平常に照らし此種の陰險なる術策の有り得べきことを思はざる能はず。兎に角獨逸大使より直接會談を勸め、獨逸外相亦贊成なりと稱せるにも拘らず、獨逸政府は之を實際に成立せしめんとは努めず、唯英國の四國調停案が愈正式に提出せらるゝに及び、其進行妨害のために此の直接會談說を利用したるは、次節に記するが如し。獨逸は

實に露墺直接會談說に口を藉りて英國の提議を阻止せんと試みたるなり。予は獨逸が陰險なるダブル、ゲームを行へるを想像せざるを得ず。

七

危機の破裂を防ぐが爲の諸提案中に於て、最も重要視すべきは、英國の四國調停說なり。七月二十四日在英獨逸大使リヒノウスキーがグレーを訪ふて、夫の墺國最後通牒に對する辯護意見を通告したる際、グレーは大使に語りて曰く、

『調停又は緩和の運動をして有效ならしめんが爲には、露墺關係危險となる場合に於て、獨伊佛英の四國が維也納及聖彼得堡に於て、同時に緩和の爲に行動するの外に道なかるべし』。

翌二十五日在伯林の英國代理大使ラムボールドは獨逸外相と會談中此四國調停の事を語りたるに、其際は外相も大體贊成の意向を示して曰く、

『若し墺露關係危險とならんには、維也納及聖彼得堡に於て四國連合して緩和の爲に行動を執るの貴案に加はるを辭せざるべし』。（千九百十四年七月二十五日附ラムボールド報告）

是に於てグレーは翌二十六日獨佛伊三國駐在使臣に同文訓電を送り、『倫敦駐在の獨佛伊三國代表者と英國外相と直に協議會を開きて、葛藤を防止するの道を發見するに努めん』との正式の提議を爲さしめたり。然るに其前日獨逸外相は四國調停案に加はるを辭せざる旨を言明し居たるにも拘らず、二十七日英國大使ゴッシェンが右の四國協議會案を通告し來るや、彼は『事實上仲裁々判所の如きものなるが故に墺露の之を求むるに非ざれば不可なりと言ひ、英國大使が其の仲裁とは異なる次第を辯解するも、ヤゴーは飽迄も『斯る協議會は實行的に非ず』と主張し、且左の如く附言したり。

『露京より接手したる報道に據れば、サゾノフ氏（露國外相）は、ベルヒトールト伯（墺匈國外相）と意見交換を爲すの意向を有すとなり。此處理法は或は滿足すべき結果に達するを得ん。兎に角何事も暫く差控えて、墺露二政府間の意見交換の結果を待つを最も可なりとすべし』（千九百十四年七月二十七日附ゴッシェン報告）

又翌二十八日午後獨逸宰相ベートマン、ホルウェヒは特に英國大使の來訪を求めて、平和維持の爲に英國との提携を切望する旨を語りながら、四國協議會說には反對し、同時に露墺直接會談の頗る有望なるを繰返したり。曰く

『予は墺露二國政府をして互に直接に且友誼的に時局問題を討議せしむべく維也納及聖彼得堡に於て最善を盡しつゝあり。予は此討議が實行せられ且滿足すべき結果に達するならんとの大なる希望を有す』。

看よ、獨逸外相及宰相は露墺直接會談案に口を藉りて英國の四國調停案に反對せるなり。且宰相は露墺直接會談の爲に最善を盡しつゝありと自稱せるも、實際には墺に向つて盡力せるの形跡なく、現に宰相が『滿足すべき結果に達するならんとの大なる希望を有す』とて大に樂觀を裝へる同じ二十八日に、墺匈國外相は露國大使に向つて直接會談を拒絶したるなり。又此拒絶の報が未だ露京に着せざる時、露國外相は四國協議會と二國直接會談と同時に併せ行ふを最良の策とすべしとの意見を立て、獨逸に之を提議したるに（二十九日）、獨逸外相は之を維也納に取次きて其意向を問ふの勞をすら執らず、『此案は墺の同意し難きものなるべし』と評し去れり（三十日）。獨逸が平和の爲に努力するの誠意を缺きしは、此一事に徵するも明なるべし。

既にして露國外相は四國會議及二國會談併行說を獨逸に言ひ、從りたる後墺の直接會談拒絶の報に接したれば、此上は英國案に返るの外なしと爲し、直に獨逸大使に此意を通じ、且此會議には獨佛英伊四國代表者の外に、グレーに於て之を可とするに於ては、墺國代表者を加ふるも可なりと附言したり（千九百十四年七月二十九日附駐露英國大使アカナンの報告）。露國を除きて墺國のみを參列せしむるの會議にすら同意せんと言へるは、露國として實に大なる讓步なり。一方に於て英國外相グレーは露墺直接會談案の不成立となれるを聞くや、直に獨逸大使リヒノウスキーに向つて四國調停論を繰返し、『獨逸政府は必要の場合に露墺二國間に調停することに主義としては同感なりと言へり』とて、暗に二十五日のヤゴーの聲明に言及し、『若し予の案にして同意すべきものに非ずとせば、獨逸の提議し得る如何なる方法』にても可なるべしと切論したり（七月二十九日）。

然れども此二十九日獨逸はポッツダムに御前會議を開き且其夜英國大使に向つて中立の交涉を開始したり。又此二十九日獨逸は既に露國に向ひ軍事準備中止の要求を爲せり。獨逸の胸中には戰意既に決せるなり。彼等は固より誠意を以て調停案を議するの意なきなり。而して彼等は曩に英國案を廻避する爲に露

墺直接會談案を利用せしが、今や更に獨墺直接交渉の新方略を執れり。英國外相の再び調停說を以て迫り來るや、獨逸政府は墺に向ふて『ベルグラード或は其他の地點を墺軍の手に占領するを基礎として、調停に同意し、之を起點として條件を提出すべきや』を問ひ、之に對する回答の來るを待つを要すと稱しつゝ時日の遷延を圖れり（千九百十四年七月三十日附英大使ゴッシエンの報告）。三十日在伯林の佛國大使ジュール、カムボンも英國に對して何等かの提案を爲せるや否やをヤゴーに尋ねたるに、ヤゴーは『維也納と直接に交通するを以て時間を節約し得べしと信ずる事、並に墺匈國政府が何を以て滿足すべきかを問合せ中なる事、を述べ、回答は未だ來らざるなりと言へり』（千九百十四年七月三十日附ゴッシヤン報告）。

之に關するカムボンの報告書中には左の如く言へり。

『無關係國の干渉の爲に提案を作らんことを求めたるサー、エドワード、グレーに對し、如何なる回答を與へたるかをヤゴー氏に尋ねたるに、氏は「時間を得る爲に」直接に行動するに決したる事、並に如何なる基礎を以てすれば他國との意見交換に應ずべきかを墺に問合せたる事を答へたり。實に此答は一層敏速に處理すとの口實の下に、英佛伊を排除し、墺をして和解的態度を執らしむるの任務を夫の汎セルマン兼排露家として知らるゝチルスキー氏（在墺獨逸大使）に委托するものなり』（千九百十四年七月三十日附報告）

要するに獨逸は英國の會議に對して明答を與へ、若くは其要求に應じて調停に關する何等かの提案を爲すを廻避するの策として、直接に墺國と交渉するの案を執りたるなり。予は此獨墺直接交渉を以て夫の露墺直接會談案の利用と同一の魂膽に出でたるものと推測せざるを得ず。現に二十九日の露國の一部動員にも拘らず、墺は三十日より露に對する態度を改めて融和讓歩の色を示すに至れるに、直接の關係者にあらざる獨逸は却て此動員の爲に調停困難となれりとて、益々露に對して威嚇的態度を執りたるは、吾人が既に前號に於て記したる所なり（前號本稿第五節參照）。斯くて三十一日に入るや墺露相次で總動員を行ひながらも、猶協議再開の餘地を存するを希望し居たるに、偶其夜半に獨逸の最後通牒となり、危局遂に決裂の外なきに至れり。而して夫の獨墺直接交渉は果して英國調停案阻止の口實となりたるのみにて終れり。

英國外相は三十一日午前獨逸大使に最後の提議を爲し、若し獨逸に於て相當の提議を爲し然も露佛が理不盡に之を拒むが如きことあらば、英國は露佛との關係を絶つも可なりとの趣意を述べ、兎に角に何等かの提案を爲さんことを求めたり。伯林の英國大使ゴッシェン、同日ヤゴーに面會して右の意見を傳へ其の同意を促したるに、ヤゴー曰く帝國政府よりは既に最後通牒を露國に送りたるに依り、之に對する露國の回答を待たざる可らずと。斯くて調停運動を阻止するの策として始には露墺直接會談案を利用し、次には獨墺直接交渉に口を藉りたる獨逸は、最後に至り、突如として露國に送れる最後通牒に依り、英國の調停運動に最後の挫折を與へたるなり。（當時の英國を中心としての列強折衝に就ては本誌大正三年十一月號所載拙稿「歐洲大戰破裂前の英國外交」を參照せよ）

八

更に又獨逸は露國の戰備の爲に形勢の險惡を來さしめたりとて、喋々之を非難せるも、露國は一度或條件の下に戰備を中止せんと獨逸に發議したることあり。然も獨逸が此發議を利用して平和の爲に斡旋したるの事實存せざるなり。七月廿九日露國が一部動員を決行したる翌三十日の午前二時獨逸大使プルタレスは、夜陰を冒し、倉皇として露國外相を訪ひ、『最後の希望として獨逸政府に電致し得べき或發議を爲さんこと』を求めたり。蓋しプルタレスは豫てより露國に開戰の勇氣なしと見縊り、二十九日軍事準備中止の最後通牒的要求を提出せし際の如きも、傲然たる態度を以てしたるに、露國は一部動員を斷行して其決心の容易ならざるものあるを示したるに因り、大に驚愕し、『戰爭の避け難くなれるを見て全然落膽し』（七月三十日附英大使プカナンの報告）、急遽サゾノフを訪問して右の交渉を試みたるなり。サゾノフが軍事準備中止の條件に關し即坐に起草してプルタレスに手交したる案左の如し。

『若し墺國に於て、塞爾比との其葛藤が歐洲的性質を取るに至りたることを承認して、其最後通牒中より塞爾比の主權の主義を破る諸點を除き去ることを辭せざる旨を宣言せんには、露國は一切の軍事準備を中止すべし』。

墺は其當時まで塞爾比の領土保全のみを保障するに止め、主權問題に關しては何等の保障を與ふるを拒み居たるなり。然れども前記サゾノフの新提案の爲されし三十日より墺は俄に態度を改め、三十一日には『塞爾比の主權を侵害するの

意思なき』ことを露國大使に聲明するに至れり（前號本稿第五節參照）。故に三十日午前二時を以てサゾノフの示せし此新妥協案に付、獨逸政府に於て同日中直に之を維也納に電致して敏速に且熱心に斡旋する所ありたらんには、墺は多分之に同意し、從つて危機の破裂を防ぎ得たるならん。然るに此三十日中獨逸政府は此案に關して何等努力する所なかりき。却て獨逸外相ヤゴーは露國大使に向つて『此提議は墺の同意し難きものと認むる』旨を公言したる程なり（千九百十四年七月三十日附在獨佛國大使カムポンの報告）。

三十一日中、露國外相は英國外相の意見を參酌して前記軍事準備中止條件案に多少の修正を加へ、之を左の如きものと爲せり。

『若し墺國にして塞爾比領内に於ける軍事行動を中止するに同意し、且墺塞葛藤が歐洲問題の性質を取るに至りたることを承認して、塞爾比が其主權及獨立を毫も傷くることなくして墺に與へ得べき滿足の問題を列强に於て調査するに同意せんには、露國は猶豫的態度を維持すべし』。

然れども此三十一日には墺露の總動員あり又獨逸の戰爭危險狀態布告あり、次で夜半には獨逸の對露最後通牒あり、露國の右の提議は遂に何等の效果をも擧ゲるを得ざりき。

又露國皇帝は三十一日總動員に決しながらも、猶獨逸皇帝に親電を送りて他意なきを誓ひ、『墺國動員の爲に必要となれる我軍事的準備を中止するは技術的に不可能なり。但し予は斷じて戰爭を欲するに非ず。墺塞間の商議繼續する限り予の軍隊は決して挑戰的行動を執らざるべし。予は陛下に向ひ敢て之を誓ふ』との嚴肅なる保障を與へたり。次で三十一日夜半の獨逸の最後通牒は八月一日正午を以て期限切れとなりしが、其二時間後露帝は再び親電を獨帝に送り、其の獨帝に與へしと同樣なる保障を獨帝より得んことを求めたり。左の如し。

『予は陛下が動員せざるを得ざるを了解す。されど予は予が陛下に與へたると同樣なる保障、即ち此等の處置は戰爭を意味せざる事、並に我等兩國の福利及世界の平和の爲に商議を繼續する事の保障を陛下より得んことを望む云々』。

露帝の此親電は實に破裂を防ぐが爲の最後の大努力なり。若し獨帝にして强いて戰を好むに非ずとせば、對抗的に動員を行ひたる後に於ても、猶露帝自身の熱誠を込めし此保障誓言を諒として、動員の『戰爭を意味せざること』を承認し、『商

議を繼續する』に同意するも可なりし筈なり。獨逸の最後通牒は『露國が墺國並に獨逸に對する一切の戰備を中止せざる時は獨逸亦動員を行ふべし』と言へるのみ。敢て直に自由行動を執るべき旨を聲明せしには非ず。從つて露帝の右の提議を容れ、動員を行ひつゝ『商議を繼續』すること敢て不可能なりしには非ず。然れども獨逸皇帝は露帝の親電に對する返電（八月一日）に於て敢て其希望に應せず、唯單純に夫の最後通牒に對して即時の同意を與へ、以て動員中止を實行せんことを求めたり。其電文左の如し。

『予は本日正午迄に回答（最後通牒に對する）を得んことを求めたるも、予の大使の電報は未だ貴國政府の回答を報じ來らず。故に予は餘儀なく動員を命じたり。貴國政府よりの即時の明白明瞭なる回答は、限りなき悲慘を避くる唯一の途なり。此回答に接する迄は予は遺憾ながら貴電に言へる事柄に立入るを得ず。予は陛下が躊躇なく陛下の軍隊に向つて如何なる場合にも我國境を寸毫だも犯さゞらんことを命ぜられんことを熱心に求めざるを得ず』。（獨逸の動員は八月一日午後五時命ぜられたるなり）

墺國政府が七月三十日より三十一日に亘りて態度を一變し、大に讓歩の色を示すに至りたるの事實に照らすときは、若し獨逸にして動員實行の傍に於て少なくも一兩日間の『商議繼續』を許したらんには、大破裂の防止必ずしも不可能に非ざりしならん。如何せん、露國皇帝の平和を思ふの切なるに反して、獨逸皇帝は開戰の機會を捕ふるに性急なりしなり。彼は唯好機を逸せんことを恐れしなり。元來墺國既に塞爾比に對して開戰し、此可憐なるスラヴ國民の運命正に旦夕に迫れる其場合に於て、之が保護者たる露西亞に向ひ、獨逸の外に墺に對してすら一切の戰備を中止せよと要求するは、實に無理なる難題たり。然も此難題の容れられざるや、一切の商議繼續を拒絶して直に砲火を開きたるは、即ち是れ故意に戰を求めたることを證明するものに非ずして何ぞや。

八月一日在伯林の英國大使ゴッシェンは獨逸外相ヤゴーを訪ふて、墺の態度の變化の爲に露墺開談の可能となれることを語り、且曰く、『紛議は主として露墺間に存し、獨逸は唯墺の同盟として引込まれたるなり。されば今露墺にして開談討議せんとし、獨逸亦自己の爲に戰爭を希望せざる以上、獨逸は靜に傍觀し、平和的解

決の爲に努むるを以て事理の當然なるものとすべし』と。之に對しヤゴーは墺の開談に應ずるに至れるは獨逸の盡力の結果なる事、並に露國にして獨逸に對して動員せざりしならんには總て事なきを得たるべき事等を答へたり。然も吾人はゴッシェンの言に道理の存するを認めざるを得ず。

斯くて時局遂に大破裂に終り、駐露獨逸大使プルタレスは八月一日午後七時十分附を以て露國外相に宣戰狀を交附したり。其中に曰く、『露國は此希望（動員中止の要求）に應ずることを拒み、此拒絶に依りて其措置の獨逸に對抗するものなることを示せしが故に、予は茲に本國政府の命に依り、我皇帝陛下は露國と交戰狀態に在るものと認めらるゝことを閣下に告知す』と。即ち動員中止の要求拒絶は正に開戰原因となれるに相違なきなり。然るに八月二日獨逸外相は英國大使ゴッシェンに語りて曰く、『一部の露國軍隊、境界を越えたるの故を以て、獨露二國は今や交戰狀態に在り』と（八月二日附ゴッシェンの報告）。露軍が八月二日を以て既に獨逸領に侵入したるの事實は立證を缺き、眞僞頗る疑はし。然も故らに之を擧げて開戰理由と爲せるは、即ち動員中止拒絶を以て開戰の理由と爲すの多少心中に疚しき所あるに因るなきを得んや。

猶最後にドクトル、ヂロンが呼んで以て『ビスマルクのエムス電報と同種の者』と爲せる奇なる一事實を附記すべし。風雲頗る急を告げし七月三十日（千九百十四年）の午後二時二十五分、多くの新聞號外賣は伯林ウンテル、デン、リンデンの附近に現れ、獨逸の總動員を報ずるローカル、アンツァイゲルは長く政府の半機關紙として知られしが、特に千九百十四年二月持主の變更を見たる以來は官邊軍人と特別の關係を結び、武斷派の機關となり、軍事に關する報道の特に機敏正確なるを以て特色としたり。されば動員に關する此新聞の號外が大に伯林全市を驚かしたるは當然なり。ウンテル、デン、リンデンの附近に事務所を有する露西亞電報通信社は直に電話を以て之を露國大使ツヴェルベイエフに報じたるに、大使は其の正確なるを信じ、暗號電報を以て之を露國外務省に急報したり。然るに三十分を經ざる中に、獨逸外務省は此動員說を打消し露國大使にも其旨を通知し、ローカル、アンツァイゲル紙は午後三時頃第二の號外を發して前報を取消したり。露國大使は直に第二の電報

を本國に送りて前電を取消したるも一時其の非常に露國政府を驚かしたるは言ふ迄もなし。且取消の後に於ても露國政治家が深き疑惑と不安とに包まれたるべきは推想に餘あるべし。

ローカル、アンツァイゲル社は辯解して曰く、右の號外は豫め動員發令に備えて刷り置かれたるに偶ま號外賣等之を發見して勝手に持ち出したるなりと。然れども斯る重大なる報道の號外を號外賣の勝手に持ち出し得るが如き場所に置きたりとは首肯し難き說明たり。且此號外には七月三十日の日附印刷され居たり。或は是れ露國をして狼狽事を誤らしめんが爲の好計に非ざりしや如何。ヂロンは明白に之を『マキアヴェリー的の好計』と爲せり。ヂロンの言ふ所に據れば、『此報道は露帝に通知せられ、帝は之が對抗策として動員令を發したり。されど大使の第二電報(取消の)は數時間抑留せられ、其の宛所に達したる時には害惡既に救ふ能はざりし』と云ふ。ヂロンは露西亞皇帝が七月三十日の夜獨逸動員の報に誤られて動員令を發したるものと信ずるものゝ如し。然れども露國の總動員は三十一日に入りて後に行はれしことと既に前に述べたる所なり。想ふに總動員の內議は三十日の夜に於て決せられたるならんか。而して此決定を爲すに當り獨逸動員の報道は――縱令打消されたるにもせよ――多少の關係を有したるならん。露國政治家の神經がローカル、アンツァイゲルの號外の爲に痛く刺戟せられたるべきは疑を容れざればなり。然らば即ちヂロンが此號外を評して『ビスマルクのエムス電報と同種の者』と言へるも、敢て絕對に不當なりとは認め難かるべし。獨逸果してビスマルクが普佛戰爭激發の爲に用ゐし猾手段を四十餘年後の今日に繰返へしたるものなりとせば、其陰險惡辣實に驚くに堪へたりと謂はざる可らず（千九百十六年十月二十三日英國外相グレーは倫敦の外國新聞協會に於ける演說中に於て、上記獨逸動員の報道が露國の動員に及ぼしたる影響を述べたるに、獨逸宰相ベートマン、ホルツェヒは同十一月九日議會に於ける演說に於て之に答へ、露國の總動員は千九百十四年七月三十日より三十一日に至る夜中に發令せられたりと言ひ、又ローカル、アンツァイゲルの號外の事に付郵便局にて取調べたる所によれば、露國大使が之を報告し次で直に之を取消したる電報は、共に殆ど同時にペトログラードに達したる筈なりと言へり。ヂロンの記事に就ては、"Ourselves and Germany," by Dr. E. J. Dillon 第八章を見よ）。

九

上來論證したる所に依り、歐洲大戰の責任の獨逸にある事は最早明白ならべし。露英佛の爲せし所を仔細に點檢せんには、或は失錯若くは缺點と稱すべきものを發見するを得ん。然れども大體に於て獨逸が責任を負はざるを得ざるは既に十

分に立證せられたりと信ず。然れども此責任を負ふべき獨逸とは、カイゼルの獨逸なりや、將宰相及外相の獨逸なりや。是れ亦研究に値する一疑問たり。唯夫れ今日に於ては吾人此疑問に解答を與ふるに於て甚だ材料の乏しきに苦まざるを得ざるを遺憾と爲す。

此點に關しては、予は大戰破裂の當時に於て既に疑を抱き、獨逸皇帝と獨逸外務省との間に開戰の決意に就て相違の存すべきを論じたることあり。即ち千九百十四年（大正三年）十月十五日の國際法外交雜誌に掲げし歐洲外交時事中に於て予は左の如く言へり。

『獨逸外務省の爲せる所と獨逸皇帝の眞意との間に多少の齟齬存したるに非ざるべきや。外務省としては戰意なく、唯露國に開戰の決心なしとの推定より外交的手段に依つて千九百九年の演技を再び繰返すの意思なりしに反し、半生の成功に醉える武斷主義の獨逸皇帝は英國の中立を買ひ得べしとの誤算の下に、此機に於て露佛に痛棒を加へんとしたるに非ざるべきや。露京駐在の獨逸大使ポルタレス伯が、露國に開戰を辭せざるの決心あるを發見するに及んで非常に驚愕し、狼狽の醜態を演じたるが如きは、即ちブラッフの有效を豫期し居たるものと解釋するの外なきが如し。同時に獨逸皇帝が時局漸く切迫し來れる七月二十六日の夜突然伯林に歸來し、風雲をして一層急なるに至らしめたるは、即ち彼が開戰の決意を以て實地の準備に着手したることを示すに似たり。而して此皇帝の突然の歸來は實際外務省の歡迎せざる所なりしなり。七月二十六日付伯林發にてラムボールドが英國外相に送れる電報中に左の如き句あり。

獨逸皇帝今夜突然歸京す。外務次官語りて曰く此處置は皇帝自身の發意に出でたるものにして外務省は之を遺憾とすと。皇帝の突然の歸京は種々の揣摩臆測を生じ且世間を騷がすの虞ありとは、外務省の氣遣ふ所なり。

獨逸外務省に始より戰意ありとせば、エムス電報改造に類する非常手段は別として、皇帝の歸還に依つて形勢の急轉を促すが如きは、寧ろ之を歡迎すべき筈なり。却つて之を遺憾の事なりと言ふは、即ち戰爭の決意を有せざりし、一證據と解し得べきが如し。既に戰意なくして露國に臨むに威嚇的態度を以てしたりとせば、是れ遂にブラッフたらざるを得ざるなり。少なくも獨逸外務省に關

する限りに於ては、予は寧ろ此推測を取らんと欲す』。

想ふに武斷派の圍繞する所となれる獨逸皇帝は、墺塞葛藤前後の頃に於て開戰の決意を以て其得意の獨裁外交を行ひ、直接に各種の折衝を指揮し、宰相及外相等は宛も虛器を擁したるの觀を呈し、唯皇帝の命令に從ふて隨時行動を執りたるものなるべし。第一に當時の在墺獨逸大使チルスキーは直接に獨帝と文通せるの形跡あり（前號本稿第五節參照）。又當時の在墺佛國大使ヂュメーヌの報告せる所に（七月二十二日附）『獨逸大使チルスキー氏は過激なる決定の贊成者なることを自ら明にせり。但し彼は獨逸宰相が此點に於て彼と全然一致せざるやも知れざる旨を自ら諷示しつゝあり』との句あり。多分チルスキーは獨帝より直接の指揮を受け、宰相の意見と一致せざることを承知しつゝ墺京に於て過激なる排スラヴ論を鼓吹したるものなるべし。次に又七月二十三日の墺國最後通牒に關し獨逸外相ヤゴーは同二十五日英國代理大使ラムボールドとの會見の際、『塞爾比政府は墺匈國の要求の或者を鵜呑と爲すを得ざるべきことを承認し』、且『此通牒は外交文書として幾多缺點を有すと思ふ旨を私に自白し』たるの事實あり（千九百十四年七月二十五日附ラムボールドの報告）。是れ夫の最後通牒の字句に關し獨逸外務省としては深き關係を有せざることを證明するの一資料たるべし。又在露獨逸大使プルタレスが露國政府に開戰を辭せざるの決心あるを發見して非常に狼狽したる外に、宰相ベートマン、ホルウェヒも八月四日英使ゴッシェンより白耳義中立に關する最後通牒を受けたる時、驚愕狼狽の餘り擧措度を失するの醜態を演じたるは、即ち彼等が大戰を豫期せざりし證據と解し得らるべし。

猶又動員問題に關する獨逸外相の態度の變化も頗る注目すべし。外相ヤゴーは始めの頃露國の動員に關し、若し南方のみならんには獨逸は傍觀すべしと稱し居たり。七月二十七日ヤゴーは佛使ジュール、カムボンと會見の際、露國若し動員せんには獨逸亦動員せざるを得ざるべしと言ひしを以て、カムボンは露國が墺國方面の境界に於てのみ動員する場合に於ても獨逸は動員すべきやを問ひたるに外相は『否』と答へ、『此事を佛國外相に通知することを正式に許したり』（七月二十七日附カムボンの報告）。然るに二日後の二十九日に至り獨逸は露國の軍事準備の中止を要求し、且三十日午前一時附の獨帝親電は露國の對墺一部動員を非難したること前號所

記の如し。七月三十日外相ヤゴーは佛使カムボンに向ひ露國の一部動員に就て不平を訴へしを以て、カムボンは先の證言を引いて其態度の矛盾を責めたるに、ヤゴーは陸軍巨頭連の壓迫如何とも爲し難きことを自白したり。カムボンの報告せる所左の如し。

『予は外相に向ひ、彼が曩に露國にして獨逸國境に動員せざる限り獨逸は動員を要するものと認めざるべしと言へること、並に實際の事實は未だ此の如きものに非ざることを指摘したり。外相答へて曰く如何にも其通りなり。然れども陸軍の巨頭連は一切の猶豫が獨逸陸軍の損害たることを主張す。曩に言へる所は決して確乎たる約束なりしには非ず云々と。予は此會見に依り平和の望の更に減じたるを感じたり』。（千九百十四年七月三十日附報告）

亦以て獨逸外相が武斷派の壓迫の下に次第に態度を變じたるを窺ふべきなり。而して歐洲大戰の眞責任が武斷派の巨魁たる皇帝其人にあるは、露國外相サゾノフが千九百十六年六月下旬莫斯科のルスコエ、スロヴォ紙記者に語りたる所を以て最も明確なる斷案と爲すべし。即ち左の如し。

『予はベートマン、ホルウェヒ氏が戰爭を希望せざりしこと、並に其の直接の發頭人に非ざることを承認するに躊躇せず。然れども宰相の周圍にある多くの人は熱心に之を希望したり。塞爾比に對する最後通牒は著名なる獨逸外交家の直接の勢力の下に作られ、且ウヰルヘルム二世の裁可に附せられたり。而して獨逸外交の指導者（宰相）は與かり知らざりき。此事實はベートマン、ホルウェヒ氏が自己の家の主人ならざりしことを證明す。然れども同時に宰相は歐洲平和の敵の陰謀を全然知ることなかりしとは認め難し。今回の戰爭は最近二十年間獨逸に喰ひ入り今や其内臓を犯ずに至れる夫のパンゼルマニズムの癰の致す所なり』（千九百十六年六月三十日倫敦タイムス）

實に獨逸宰相は『自己の家の主人ならざりし』なり。宰相及外相等は單純なる傀儡に過ぎざりしなり。武斷派に取捲かれて、パンゼルマニズムの妄想に醉ひし獨逸皇帝は最後の大責任者たるを辭する能はざるなり。プルタレスは露の決心を見て喫驚し、ベートマン、ホルウェヒは英の最後通牒に接して狼狽したるも、武斷派に於ては夙に之を覺悟し居たるならん。唯疾風迅雷の勢を以て白耳義を突

破し、巴里を陷れ、次で東に轉じて露を擊破せんには、英の干涉も施すの餘地なかるべしとは、武斷派の黨に自信せし所なるべし。リエージの抵抗並にマルヌの敗退の爲に其計劃に挫折を來したるは獨帝の最も痛恨事と爲す所ならん。然も强いて大戰を激發せしめたる其責任に對しては、遂に相當の制裁を受けざるを得ざるべし。

最後に英國の責任如何に就て一言を附加すべし。英國若し早く戰爭參加の決心を聲明したらんには、以て能く獨逸の反省を促し、大破裂を防ぐを得たるべきに、英國が曖昧不徹底の態度を取りて獨逸の不謹愼を助長し、遂に大戰とならしめたるは、英國亦責任の一部を負擔せざる可らずとは、世上既に議論の存する所なり。然れども英國外相グレーは墺國最後通牒の二日後即ち七月二十五日獨逸大使リヒノウスキー公に向つて、『若し開戰とならんには歐洲の如何なる强國も超然として局外に立つを得ざるべし』と言明し、又同二十七日にも墺國愈塞爾比に侵入せんには、『歐洲問題茲に起り來り、總ての强國の參加すべき戰爭茲に生じ來るべし』と獨逸大使に警告したり。加之英國海相は七月二十四日艦隊の復隊を中止せしめ、二十七日には此事實を發表するに決したり。更に三十一日に至りては、グレーは一層露骨なる言葉を用ゐ、『若し佛獨にして戰爭に捲き込まるゝに至らんには英國亦之に參加せざるを得ざるに至るべし』と獨逸大使に警告せり。グレーは同時に佛國に向つて甚だ控目の聲明を爲し、進退自由の餘地を留保するに努めたるは事實なるも、兎に角獨逸に向つては十分の警告を與へ置きたる筈なり。此等の警告にも拘らず、獨逸が英國を見縊りて自ら反省するを怠りたるは、其罪一に獨逸自身にありと謂はざる可らず。當時グレーは調停の爲に全力を用ゐ居たるなり。平和の名に於て調停運動を爲せる傍に於て、上に擧げたるが如き警告以上の威嚇的聲明を爲すはグレーとして不可能の事に屬したるならん。且餘りに早く開戰の決心を示したらんには、却て之か爲に露佛に奬勵を與へて危機の破裂を促すの結果となりたるやも測り難し。又議院政治の英國政體より見る時は、和戰の國論未だ定まらざるに先ちて、政府當局者獨り專斷に開戰を決して之を內外に聲明するが如きは、決して爲され得べき事に非ず。グレーの外交を非難して之に責任を分擔せしめんとするは、寧ろ酷なりと謂はざる可らず。（完）

（正誤）、前號に左の誤植あり

七四頁　第一行　アラモンは　ブアラモン
七五頁　第十行　ダーゲブラツトは　タ。ーゲブラツト
七六頁　第六行　ダーゲブラツトは　タ。ーゲブラツト
九三頁　第三行　放棄せんことは　放棄せんには

物價高き乎、人安き乎

堀切善兵衛

一

題して「物價高き乎、人安き乎」と云ふ、然れども人間に價を附く可らずとは經濟學上の定說なり、されば玆に所謂「人安き乎」は人間の勤勞に對する報酬の意味なること云ふまでもなし、唯後段幾度か此意味を記述せざる可らざるに當りて其煩勞を省くの便極めて大なるを以て「人」と稱する事としたり。

歐洲戰爭の開始以來我國の物價は漸次騰貴の趨勢を現はし、殊に大正四年末頃より急激なる騰貴を來し、昨五年中には其傾向一層顯著にして同十二月末に於ては戰爭開始當時に比し約四五割の騰貴を見たり、其結果直接生產業に從事せる者、就中時局關係の事業經營者は孰れも巨額の利潤を擧げたるものゝ如く、又勞働者